

(案)
令和8年10月パブリックコメント用

第3期 香美町教育振興 基本計画

令和9（2027）年度 ▶ 令和11（2029）年度

ふるさと香美に愛着と誇りを持ち、
夢や志を育み、
共に活力ある未来を創造する人づくり



香美町教育委員会

《 はじめに 》

これからの社会は、少子化・人口減少の進行、グローバル化や ICT 等の情報技術の発展、価値観や生活様式の多様化に加え、気候変動や国際情勢の不安定化など、さまざまな課題が複雑に絡み合いながら進んでいくことが予想されます。また、Society 5.0※1の進展により、社会や産業の在り方が大きく変化する中で、将来を見通すことが難しい、予測困難な時代が一層深まっていくことが考えられます。

本町ではこれまで、学校・家庭・地域が一つになり、子どもたちがこれからの時代をたくましく生き抜くため「ふるさと香美を愛し、夢や志を抱き、共に未来を切り拓く人づくり」を基本目標に取り組んできました。読書、あいさつ、体力づくりの「3つの町民運動」を推進するとともに、「ふるさと教育」の充実を図り、子どもたちが地域への愛着を育みながら、主体的に学び、行動する力を養うことに努めてきました。また、ICT機器の導入や施設改修など教育環境の整備を進め、学びの場の充実を図ってきました。

しかし、このような社会の変化を踏まえると、子どもたちには、これまでの「生きる力」の育成に加え、一人一人がかけがえのない存在であることを認識し、自分のよさや可能性を伸ばしながら、多様な人々を尊重し、協働して課題の解決や新たな価値の創造に向かう資質・能力を育てていくことが求められます。また、アンケート結果からも、学校には「主体的・積極的に取り組む力」「人間関係力」「社会性や生活力」「きめ細かな個別指導による学力向上」などが期待されており、子どもたちが自分らしく安心して学べる環境づくりを一層進める必要があります。

さらに、人生 100 年時代を迎える中で、誰もが生涯にわたって学び続け、その成果を地域や社会の中で生かしながら、生きがいを持って豊かな人生を送ることのできる生涯学習社会づくりが一層重要になっています。あわせて、誰もがそれぞれの年齢や体力、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツや文化芸術に親しみ、互いに支え合いながら心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現が求められています。

「第3期香美町教育振興基本計画」（令和9（2027）年度～令和11（2029）年度）では、引き続き「ふるさと」を愛する人を育む教育を基盤に置きながら、いつの時代においても教育に必要とされるもの（＝不易）を基本とし、新たに重点的に取り組むもの（＝流行）を「ふるさと香美に愛着と誇りを持ち、夢や志を育み、共に活力ある未来を創造する人づくり」の基本目標のもと、子どもたちが輝ける学びの環境を整えるために、学校・家庭・地域がそれぞれの課題に真摯に取り組むと同時に、三者が課題を共有し、全町を挙げて徹底して取り組んでいきたいと考えています。

本計画の推進にあたり、町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和9（2027）年●月

香美町教育委員会

《 目 次 》

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画の趣旨	
2	計画の期間と性格	
3	計画の推進	
4	計画の進行管理	
5	計画の位置づけ	
第2章	香美町の教育の現状	4
1	第2期計画の検証を踏まえて	
2	めざす町の姿と求められる人づくり	
3	学校園を取り巻く状況	
4	子どもたちの現状	
第3章	香美町の教育がめざす姿	12
1	基本目標	
2	基本目標の実現に向けて	
3	計画体系表	
4	めざす教育の方向性と基本方針	
第4章	資料	23
1	用語解説	
2	香美町教育振興基本計画策定委員会委員名簿	
3	策定の経緯	
4	香美町教育振興基本計画策定委員会設置要綱	

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

教育基本法に基づき、平成 23(2011)年 12 月に教育振興に関する中期的な総合計画として『香美町教育振興基本計画』を策定し、令和 4(2022)年 1 月には、『第 2 期香美町教育振興基本計画』を策定しました。

第 2 期計画においては、本町教育の特色である「ふるさと教育」を生かしながら、子どもたちが変化の激しい時代をたくましく生き抜くための「基本目標」と 4 つの「教育の方向性」を定め、それらを実現するために取り組む教育の「基本方針」を示しました。

町教育委員会では、この計画に基づき各種事業を展開し、学校園や公民館等における具体的な活動の推進に併せて、広く町民に計画の周知を図りながら、「基本目標」の達成をめざして教育を進めてきました。

このたび、第 2 期計画の期間満了の時期に当たり、これまでの取組や令和 7 年度に実施した『第 3 期香美町教育振興基本計画に関するアンケート調査』の結果を踏まえつつ、少子化・人口減少、グローバル化、ICT 等の技術発展など社会の変化を見据え、持続可能な社会の創り手の育成と活力ある未来を創造する人づくりをめざし、本町教育の方向性を示す『第 3 期香美町教育振興基本計画』を策定しました。

2 計画の期間と性格

計画期間は、令和 9(2027)年度から令和 11(2029)年度までの 3 年間とします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 において、「地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定める」と規定されています。また、本計画は総合教育会議を経て、町長が策定する「教育に関する大綱」として位置づけられます。

年度 計画名	R 4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
香 美 町 総 合 計 画	第2次基本構想 (平成28年度～令和7年度)				第3次基本構想 (令和8年度～令和17年度)						
	後期基本計画				前期基本計画						後期
香美町教育 振興基本計画	第2期計画 (令和4～8年度)				第3期計画 (令和9～11年度)			第4期計画 (令和12～16年度)			
	教育委員会事務事業の点検・評価 (毎年度)										

3 計画の推進

計画を推進し成果を高めるため、毎年度作成する『香美町教育の重点』により、計画で示した3つの教育の方向性と10の基本方針の実現に向けた具体的な施策・取組を掲げます。また、町内の子育て・子育て支援センター、保育所、認定こども園、幼稚園、小・中学校、各家庭、各企業や事業所、子どもたちが居住する各地区など、香美町すべての学校園や住民、組織と連携・協働し、「地域とともにある学校」（コミュニティ・スクール）の取組を中核に据え、目標達成に向けて取り組みます。

4 計画の進捗管理

町教育委員会では、計画に基づく各施策・事業を着実に実行することに努めるとともに、取組の実施状況や成果などを点検・評価し、その結果を次の取組につないでいきます。

そのため、PDCAサイクル〔PLAN（計画）・DO（実行）・CHECK（評価）・ACTION（改善）〕により、毎年度『教育委員会事務事業の点検・評価』を行い、施策指標や事業評価を用いて検証し、各事業の不断の見直しを行い、計画の効率性や実効性を高めています。



5 計画の位置づけ

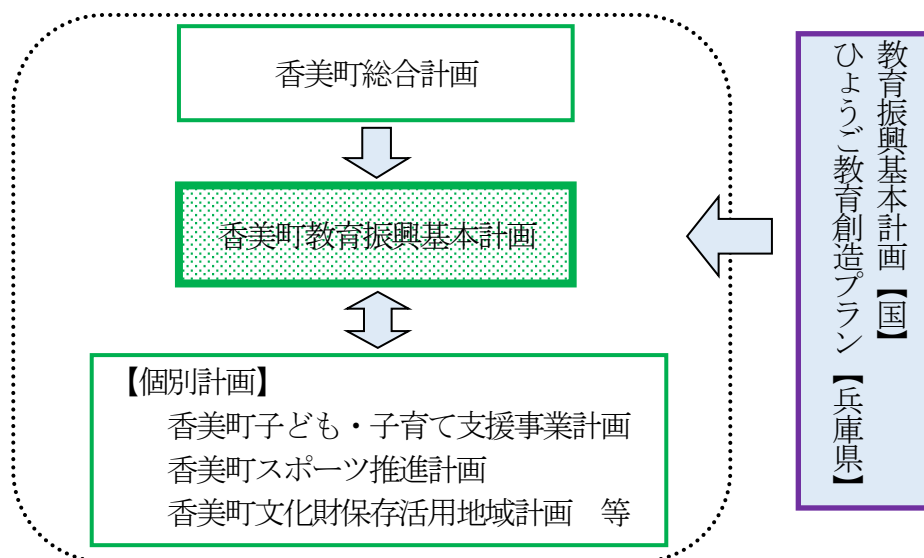
香美町では、本町の最上位計画である『第3次香美町総合計画』（令和8（2026）年度～令和17（2035）年度）が策定され、「みんながいきいき、笑顔あふれるまち 香美町」を町の将来像として掲げ、本町が直面している地域課題や社会経済情勢、多様化する町民ニーズへの対応に向け、戦略的で実効性のある町政運営を進めるための取組を進めています。

本計画は、香美町総合計画に掲げる教育に関する分野別計画として位置づけられ、同計画の教育に関する部分を補完するものでもあります。また、策定にあたって令和7（2025）年度に実施したアンケート結果等を踏まえ、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域の実情に応じた教育施策を総合的に推進するための計画です。

国は教育基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に、5年ごとに『教育振興基本計画』を策定し取り組んでいます。また、兵庫県においては『ひょうご教育創造プラン』を策定しています。

本町においては、国の『第4期教育振興基本計画』（令和5（2023）年度～令和9（2027）年度）や県の『第4期ひょうご教育創造プラン』（令和6（2024）年度～令和10（2028）年度）の動向を踏まえるとともに、国・県の計画策定の周期を鑑み、『第3期香美町教育振興基本計画』の計画期間を3年間（令和9（2027）年度～令和11（2029）年度）に決めました。

これにより、国・県の計画策定後に、それらの内容と地域の実情を踏まえて町の計画を策定し、基本目標の達成に向けた取組を推進していきます。



○教育振興基本計画

	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035	R18 2036
国	第4期		第5期								
県	第4期			第5期							
町	第2期	第3期（3年間）			第4期（5年間）						

第2章 香美町の教育の現状

1 第2期計画の検証を踏まえて

本町は、『第2期香美町教育振興基本計画』の基本目標「ふるさと香美を愛し、夢や志を抱き、共に未来を切り拓く人づくり」に基づき、4つの方向性、12の基本方針を踏まえ、さまざまな施策を展開し、以下の二つの方法で検証・評価を行ってきました。

一つ目は、毎年度行っている『教育委員会事務事業の点検・評価』における重点施策の自己点検評価です。各施策・事業の実施状況や成果を確認し、有識者や保護者による外部評価も踏まえながら、取組の改善と次年度以降の施策の充実につなげています。その内容は香美町ホームページに掲載しています。

二つ目は、令和7(2025)年度に実施した『第3期香美町教育振興基本計画に関するアンケート調査』(以下、「アンケート調査」という。)です。

これらの結果による検証は次のとおりです。

(1) 子どもたちの「未来を切り拓く力」の育成

「3つの町民運動」や「ふるさと教育」などを通じて、子どもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成に取り組んできた。これらの取組を通じ、異年齢・異学年の学び合いやふるさとへの愛着に成果が見られた。

今後の小・中学校への期待として、保護者から「主体的・積極的に取り組む姿勢」が最も多く挙げられており、自ら考え、判断し、行動する力の育成が引き続き求められている。また、人間関係づくりや社会性、個別指導による学力向上への期待も高く、一人一人のよさや可能性を伸ばす教育の充実が必要である。

(2) 夢や志を抱きながら子どもが育つ教育環境の充実

幼・小・中の連携やICT環境の整備、安全・安心な教育環境づくり、特別支援教育の推進などに取り組んできた。校区の学校園間の連携について、肯定的な回答が過半数を占める一方、就学前教育では基本的な生活習慣や規範意識の育成、特別支援教育では個性や特性に応じた相談体制や障害に対する理解を深めるための学習が求められている。今後も、子どもたちが安心して学び、自分らしく成長できる教育環境の充実が必要である。

(3) 学校・家庭・地域が一体となったふるさとの教育力の向上

学校・家庭・地域が連携し、地域の人材や教育資源を生かした学習活動や体験活動を進めてきた。「香美町を大切なふるさとだと思う」と回答した保護者が多く、ふるさとへの愛着は高い状況にある。一方、ふるさと教育の成果を実感していないという回答もあり、取組の内容や成果を家庭・地域へ発信し、共有していくことが課題となっている。

(4) ふるさに学ぶ生涯学習社会づくりの推進

公民館活動、スポーツの推進、文化芸術活動、文化財の保存・活用などを通じて、生涯にわたり学ぶ機会の充実に取り組んできた。教職員から充実していると感じる取組として「文化芸術活動や文化財」が最も多く挙げられる一方、「生涯学習の向上」や「スポーツの振興」は比較的低い割合にとどまっている。今後も、多様なニーズに応じた生涯学習の機会を充実させ、学びの成果を地域づくりに生かす取組を進める必要がある。

このような検証による成果と課題や教育を取り巻く今日的な社会情勢等を踏まえ、第3期計画の策定を行いました。

2 めざす町の姿と求められる人づくり

本町は、「第3次香美町総合計画」において、まちの将来像を「みんながいきいき、笑顔あふれるまち 香美町」と定め、子どもから高齢者まで全ての世代が生涯にわたり活躍し、活気があふれ、ふるさとに誇りと幸せを感じるまちづくりを進めるための諸施策の展開を図っています。人口減少や少子高齢化の進行は本町が直面する課題です。これらの影響を最小限に抑え、本町が魅力あるまちであり続けるために、従来から大切にしてきた人と人、人と自然のつながりを重視し、安心して暮らせる社会の実現に取り組んでいく必要があります。

香美町町民憲章は、第1に「ふるさとを愛し、豊かな自然を育み、希望あふれるまち」とうたっています。ふるさとの将来を担う子どもたちを育てるためには、学校園や地域社会が一体となり、ふるさとの良さや地域の価値を体験的に理解させ、地域に対する愛着を育てることが大切です。

そのためには、家庭や地域の人々の積極的な協力を得て、子どもたちにとって大切な学習の場である地域の教育資源や学習環境を、より一層利活用してふるさと教育を推進していくことが重要です。本町には、山陰海岸ジオパークに代表される山、川、海の多様な自然環境や、但馬牛や松葉ガニをはじめとする魚介類、米、加工食品などの豊富な食材、先人が育んだ歴史、文化、芸術があります。

一方、グローバル化やICT機器等の技術革新、気候変動、国際情勢の不安定化などにより、社会の変化は一層激しくなっています。予測困難な時代を生きる子どもたちには、確かな学力、豊かな心、健やかな体を基盤に、自ら課題を見つけ、考え、判断し、多様な人々と協働しながら、よりよい社会を創っていく力が求められています。

令和7(2025)年度に実施したアンケート調査では、学校教育に対して、主体的・積極的に取り組む姿勢、人間関係力、社会性や生活力、きめ細かな個別指導による学力向上などへの期待が示されています。また、ふるさと教育や地域連携の充実、香美町の自然や文化を生かした教育、地域の人々との交流機会の拡大を求める意見も見られます。

香美町が将来にわたって持続可能なまちであり続けるためには、次代を担う子どもたちが、ふるさと香美を愛し、自分のよさや可能性を伸ばしながら、夢や志を抱き、地域や社会の人々と共に活力ある未来を創造する人へと成長していくことが必要です。めざす町の姿を視野に入れ、学校・家庭・地域が連携・協働しながら、持続可能な社会の創り手となる人づくりを進めていくことが重要です。

3 学校園を取り巻く状況

本町では、人口減少や少子高齢化が進行する中、学校園に在籍する子どもの数も減少しており、学校園の再編を進めています。令和8(2026)年12月現在、町内には小学校5校、中学校3校、幼稚園4園等がありますが、いずれにおいても年々子どもの数が減少し、小規模化が進むとともに、複式学級が増加しています。

小規模校には、一人一人に目が届きやすく、地域と密接に連携した教育活動を進めやすいという良さがあります。また、異年齢・異学年の学び合いや、地域の自然、歴史、文化などを生かしたふるさと教育など、香美町ならではの教育を展開できます。

一方で、児童生徒数の減少により、集団の中で多様な考えに触れ、切磋琢磨しながら

学ぶ機会の確保や、人間関係の固定化への対応、学校行事や部活動等の運営などが課題となっています。また、ICT 機器の活用、特別な支援を必要とする子どもへの対応、いじめ・不登校等への支援、安心・安全な教育環境の整備など、学校園に求められる役割は一層多様化・複雑化しています。

各学校園では、保護者や地域住民に教育ビジョンや教育内容、活動等を示し、地域とともに学校運営を進める取組を行ってきました。今後も、学校園、家庭、地域、関係機関が連携・協働し、子どもたちが安心して学び、自分のよさや可能性を伸ばすことができる教育環境を整えるとともに、将来を見据えた学校園の在り方について検討を進めていく必要があります。

◆香美町立小学校の児童数推計 【令和 8 (2026) 年 5 月 1 日時点】 (人)

年度 学年	R 8	9	10	11	12	13	14
1 年	75	63	64	62	51	39	44
2 年	89	75	63	64	62	51	39
3 年	83	89	75	63	64	62	51
4 年	83	83	89	75	63	64	62
5 年	88	83	83	89	75	63	64
6 年	105	88	83	83	89	75	63
計	523	481	457	436	404	354	323

◆香美町立中学校の生徒数推計 【令和 8 (2026) 年 5 月 1 日時点】 (人)

年度 学年	R 8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
1 年	108	105	89	83	83	89	77	63	64	62	51	39	44
2 年	107	108	105	89	83	83	89	77	63	64	62	51	39
3 年	129	107	108	105	89	83	83	89	77	63	64	62	51
計	344	320	302	277	255	255	249	229	204	189	177	152	134

4 子どもたちの現状

令和 7 (2025) 年度に実施したアンケート調査や、これまでの「全国学力・学習状況調査」の児童・生徒質問への回答状況から、香美町の子どもたちの意識や生活実態が見えてきます。

(1) 調査概要

①第 3 期香美町教育振興基本計画に関するアンケート調査

- ア) 調査主体：香美町教育委員会
- イ) 目的：現状を把握・分析し、より本町に即した計画の基礎資料とする
- ウ) 対象：小学 5 年生、中学 2 年生、教職員、保護者、町民
- エ) 時期：令和 7 (2025) 年 7 月 30 日 (水) ～同年 10 月 31 日 (金)
- オ) 回収数：2,197 件配布、1,468 件回答、回収率 66.8%

②全国学力・学習状況調査

- ア) 調査主体：文部科学省
- イ) 目的：学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果や課題を検証し、その改善を図るとともに、教育指導の充実や改善等に役立てる
- ウ) 対象：小学 6 年生、中学 3 年生
- エ) 時期：令和 8 (2026) 年 4 月 20 日 (月) ～同年 5 月 7 日 (木)
- オ) 回収数：214 件配布、214 件回答、回収率 100.0%

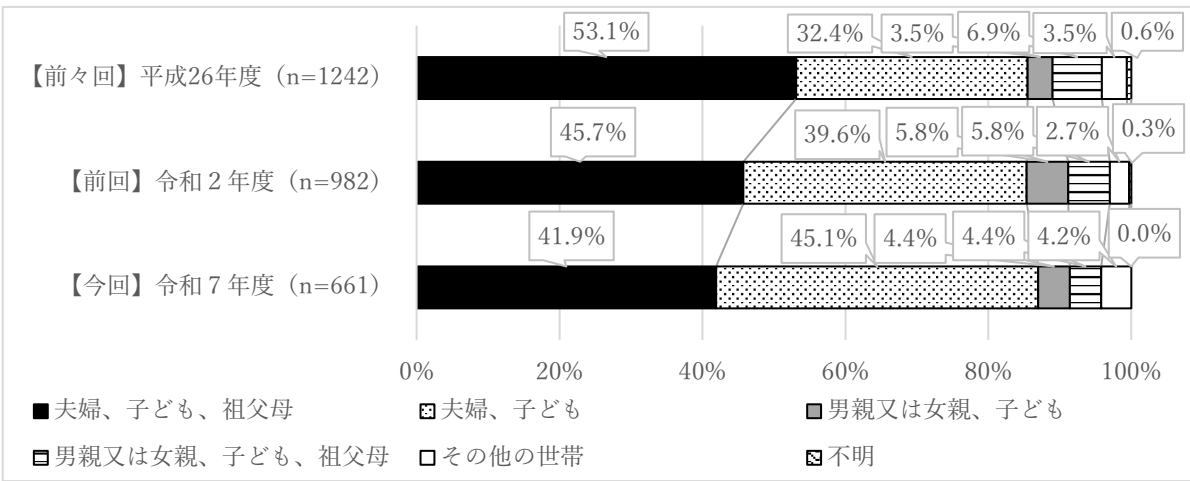
※全国学力・学習状況調査は毎年度調査しており、エ、オは令和 8 (2026) 年度調査の状況を記載しています。

(2) 調査結果

①核家族化が進行している。【アンケート調査から】

近年、人口減少や少子高齢化、核家族化の進行など、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。図表 1 は、幼稚園から中学生までの子どものいる家庭に家族構成を調査した結果です。3 回の調査を比較し、三世代同居が減少する一方、「夫婦、子ども」の世帯が増加しており、核家族化の進行がうかがえます。

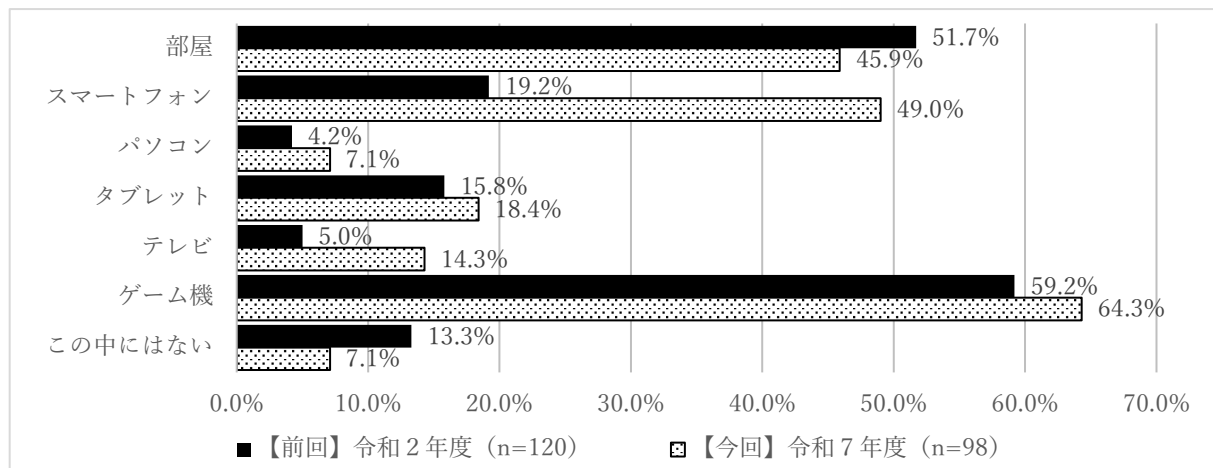
図表 1 家族構成



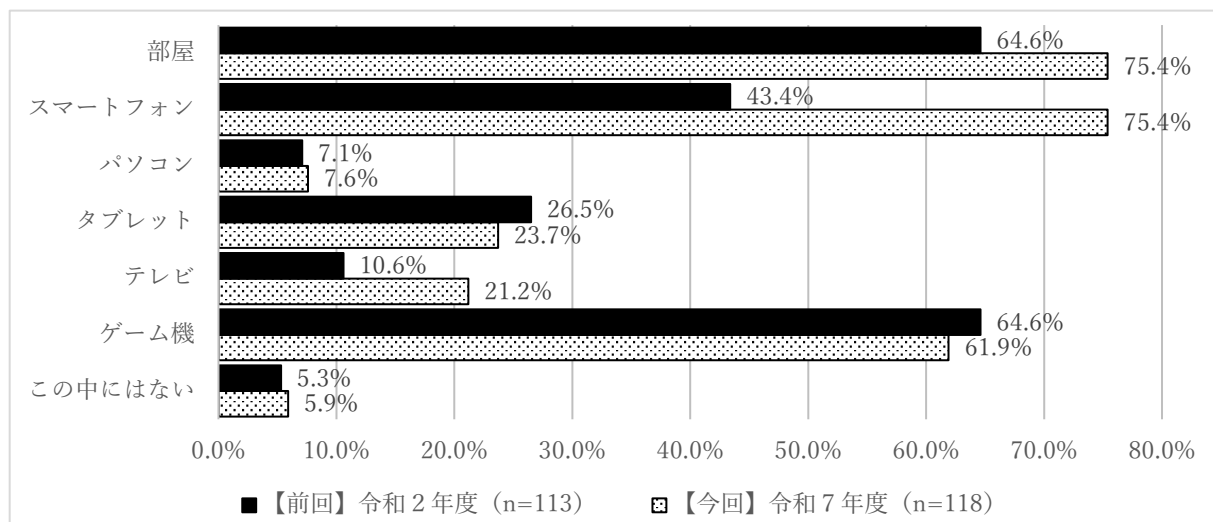
②情報通信機器の所有率が高くなっている。【アンケート調査から】

ICT 機器やインターネットなどの情報通信機器は、子どもたちの生活や学習に深く関わるものとなっています。図表 2 及び図表 3 は、児童・生徒に自分が専用に持っているものを調査した結果です。前回調査と比較し、児童・生徒ともに情報通信機器の所有率が高くなっており、特にスマートフォンの所有率は約 30 ポイント上昇しています。

図表 2 自分が専用に持っているもの（児童）

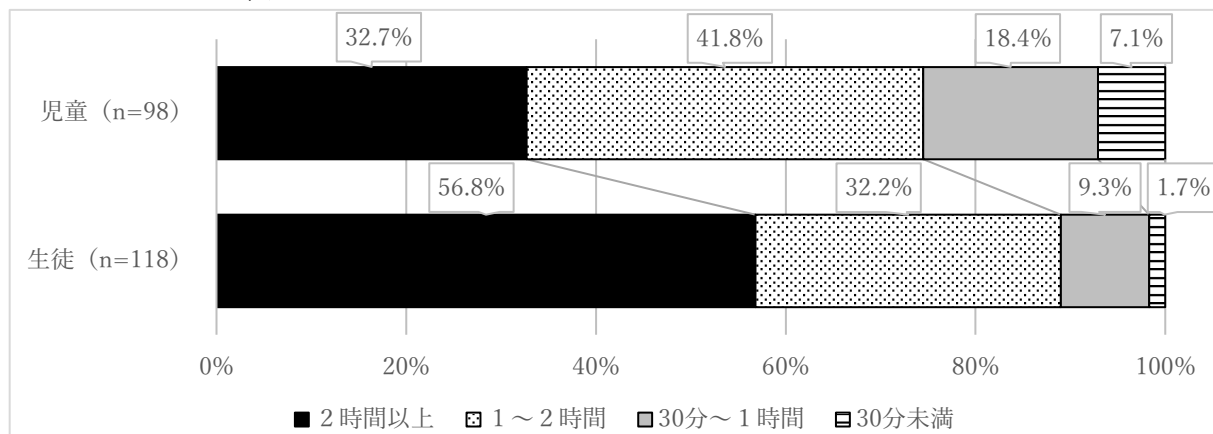


図表 3 自分が専用に持っているもの（生徒）



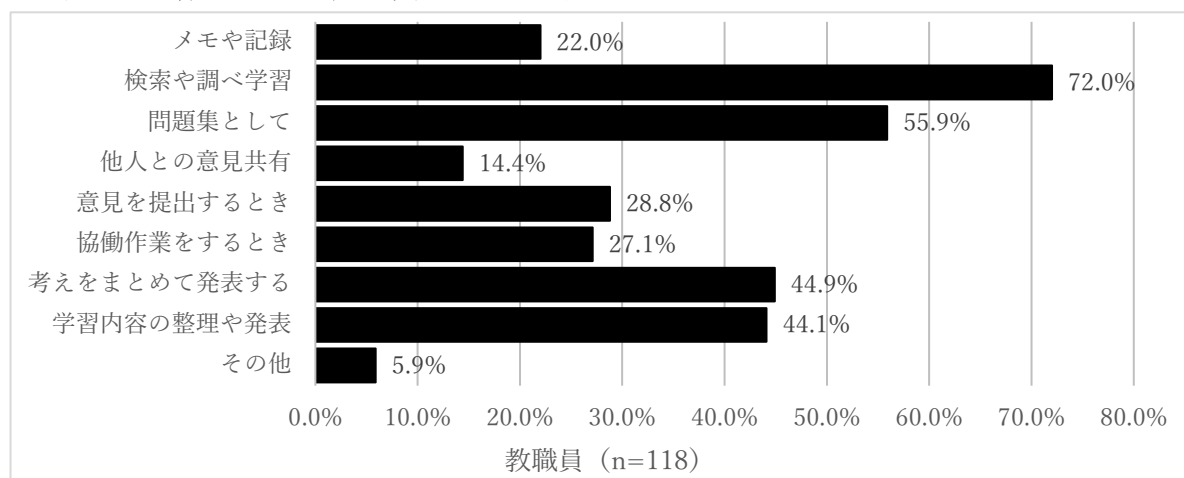
図表 4 は、児童・生徒に平日に家庭でインターネットを使う時間を調査した結果です。前回調査と比較し、情報通信機器の所有率が高くなっていることに伴い、インターネットを使う時間も増加しています。

図表 4 平日に家庭でインターネットを使う時間



図表5は、教職員に授業のどのような場面でタブレットを活用しているかを調査した結果です。学校においても、1人1台端末の活用が進み、検索や調べ学習、問題集、考えをまとめて発表する、学習内容の整理や発表など、学びの可能性が広がっています。

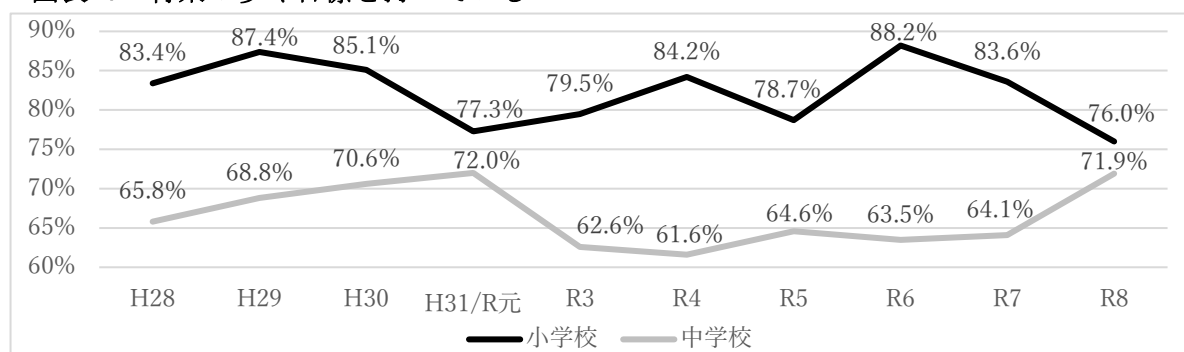
図表5 授業のどのような場面でタブレットを活用しているか



③将来の夢や目標を持つ児童・生徒が多い。【全国学力・学習状況調査から】

図表6は、児童・生徒に将来の夢や目標は持っているか調査した結果です。10回の調査を経年比較すると、小学生の方が割合が高くなっているものの、児童・生徒の多くが将来の夢や目標を抱えていることが分かります。

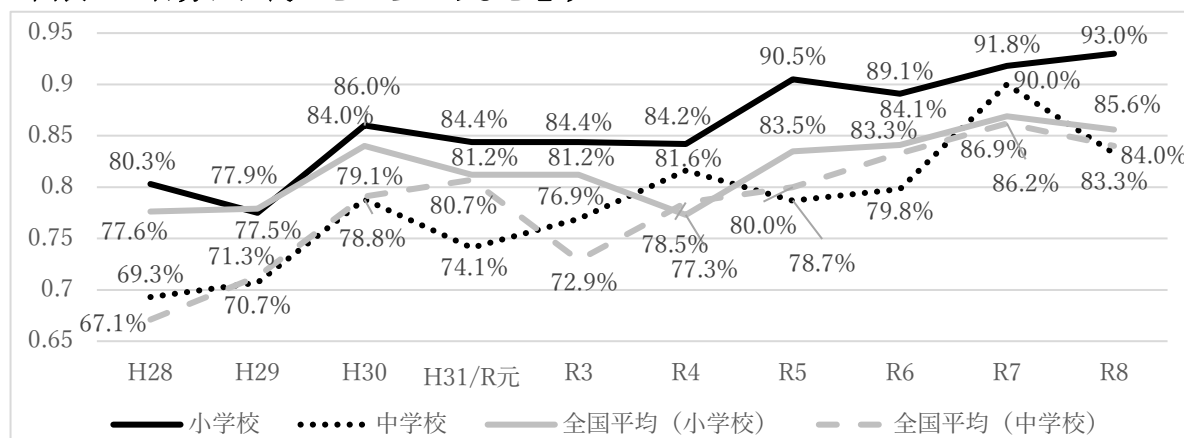
図表6 将来の夢や目標を持っている



④自己肯定感を抱いている児童・生徒が多い。【全国学力・学習状況調査から】

図表7は、児童・生徒に自分にはよいところがあると思うか調査した結果です。特に小学生は全国平均より高い割合の年度が多く、児童・生徒の多くが自己肯定感をもって生活していることが分かります。

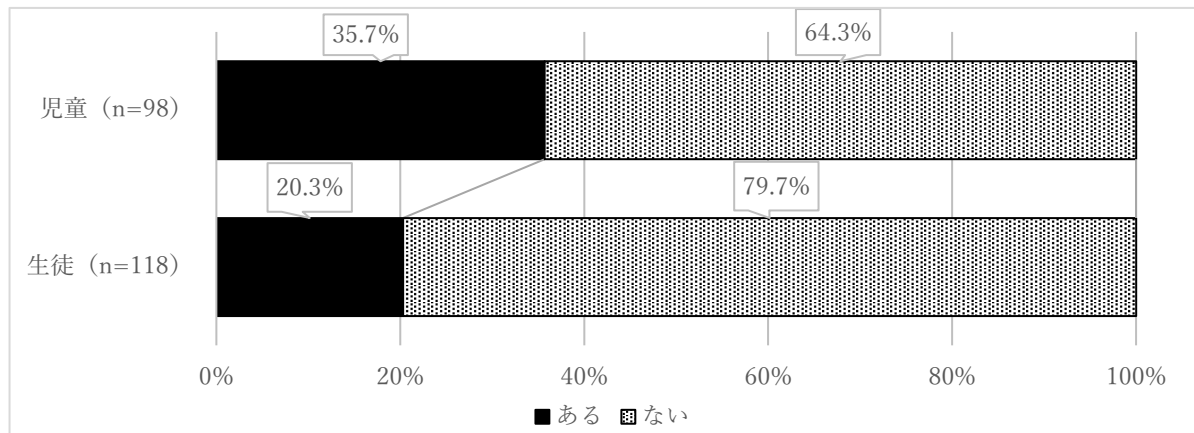
図表7 自分には良いところがあると思う



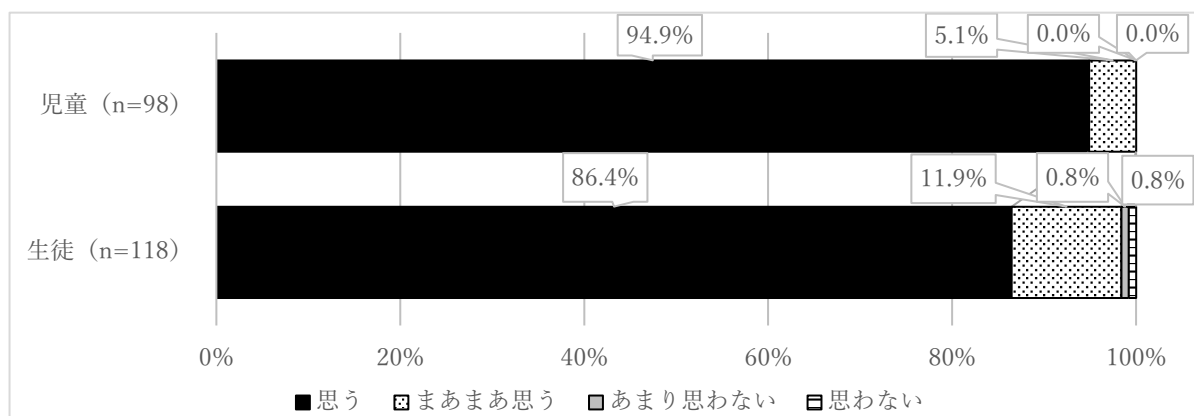
⑤ 「いじめをしてはいけない」と思う児童・生徒が多い。【アンケート調査から】

図表 8 は、児童・生徒にいじめを見たり聞いたりしたことがあるか調査した結果です。図表 9 は、児童・生徒にいじめは絶対にしてはいけないと思うか調査した結果です。図表 10 は、教職員と保護者にいじめや問題行動を防止するために必要なことを調査した結果です。約 3 割の児童・生徒がいじめを認知している一方、ほとんどの児童・生徒が「いじめをしてはいけない」と回答しています。今後も、家庭や学校園における観察や指導、家庭と学校園の連携などを進め、自分らしく安心して過ごせる学校園づくりを進める必要があります。

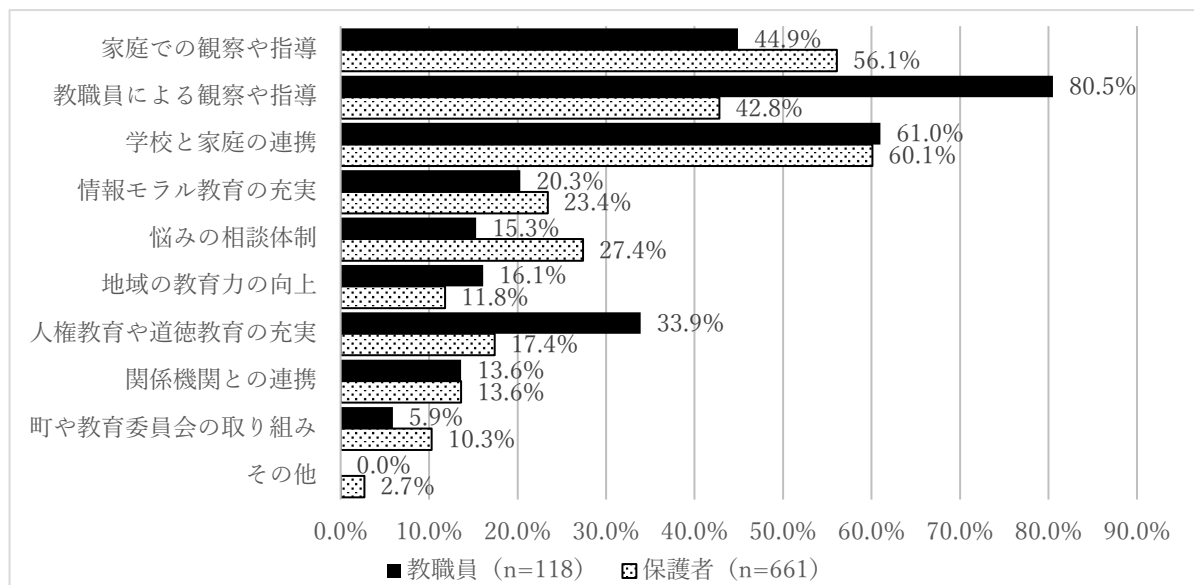
図表 8 いじめを見たり聞いたりしたことがある



図表 9 いじめは絶対にしてはいけないと思う



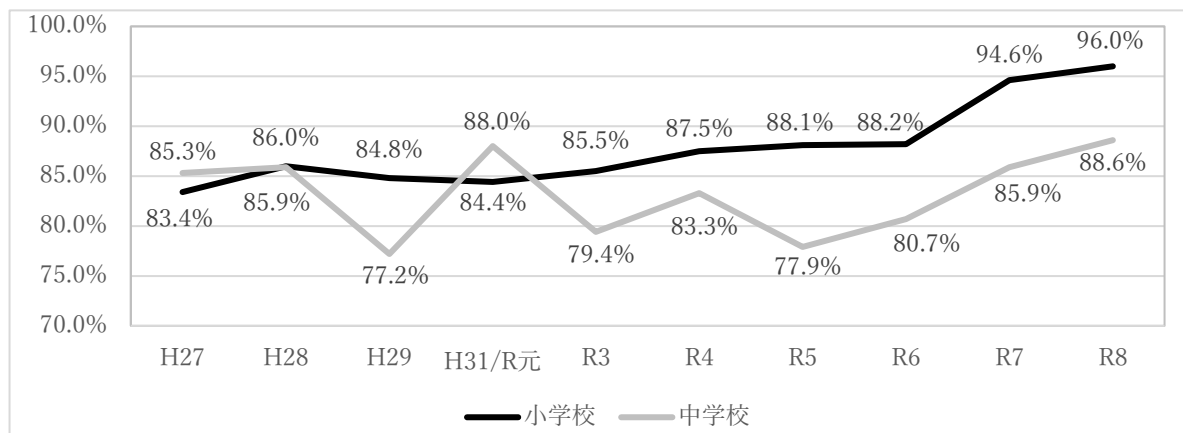
図表 10 いじめや問題行動を防止するために必要なこと



⑥「学校が楽しい」と思う児童・生徒が多い。【全国学力・学習状況調査から】

図表 11 は、児童・生徒に学校に行くのは楽しいと思うか調査した結果です。多くの児童・生徒が「学校が楽しい」と回答しており、特に小学校では上昇傾向にあります。

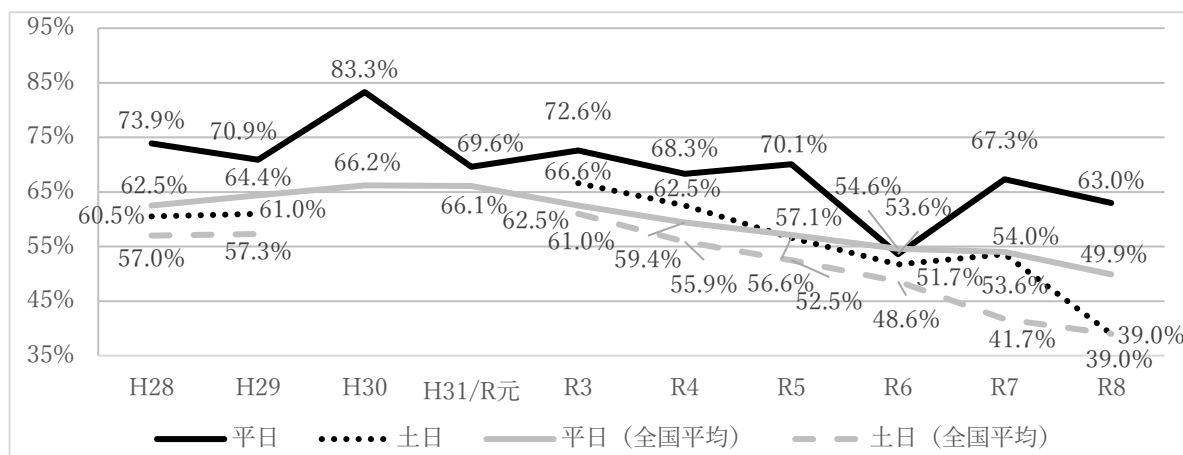
図表 11 学校に行くのは楽しいと思う



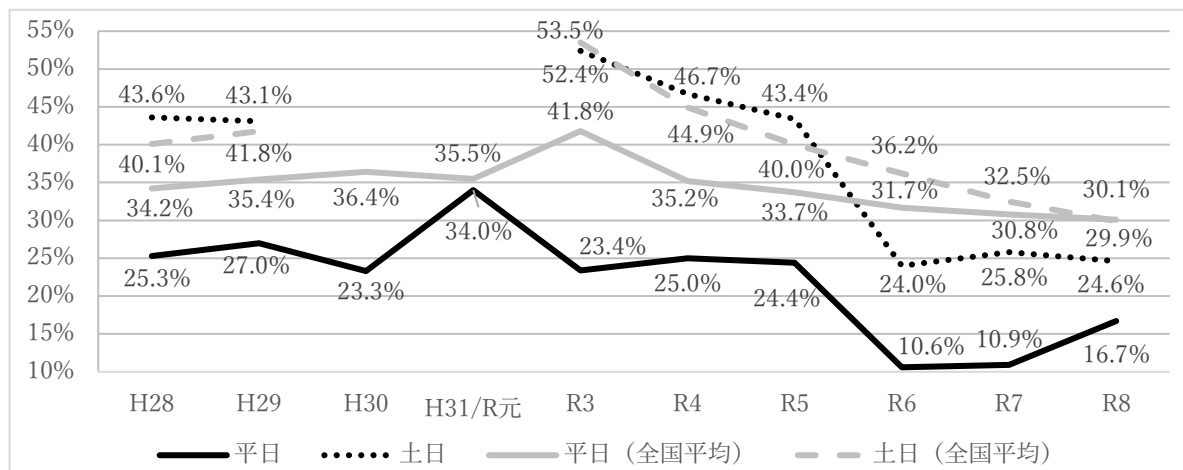
⑦家庭学習の時間に課題がある。【全国学力・学習状況調査から】

図表 12 は、児童に家庭学習の時間を調査した結果です。図表 13 は、生徒に家庭学習の時間を調査した結果です。これらの調査結果は、学習塾・家庭教師・インターネットを活用して学ぶ時間も含んでいます。児童では平日・土日ともに全国平均を上回っている年度が多い一方、生徒では平日・土日ともに全国平均を下回っている年度が多いことが分かります。

図表 12 家庭学習を1時間以上する割合（小学校）



図表 13 家庭学習を2時間以上する割合（中学校）



第3章 香美町の教育がめざす姿

1 基本目標

第2期香美町教育振興基本計画の検証と、近年の社会情勢や教育環境の変化を踏まえ、教育の基本目標を定めました。

『ふるさと香美に愛着と誇りを持ち、夢や志を育み、

共に活力ある未来を創造する人づくり』

人間にとって、一番近くにあるふるさとは家族です。人は子ども時代に家族の愛をしっかりと受け、自分が「いのち」を受け継いだかけがえのない存在だと気づきます。そして、地域の自然や人、文化、伝統の中で、学びを重ね、学んだことを自己の考え方や生き方に反映し成長していきます。

人口減少や少子高齢化、グローバル化、ICTの技術革新など、社会が激しく変化する時代を生き抜くには、夢や志を持ち、その実現に向かって努力し、ふるさとで育んだ「確かな学力・豊かな心・健やかな体」を備え、人として自立し、社会の様々な人たちと共生しながら、よりよい未来を創り出す力が求められます。そして、自身の原点であるふるさとを心の中にいつも抱き、持続可能な社会の創り手として活躍する、そのような人づくりを進めていきます。

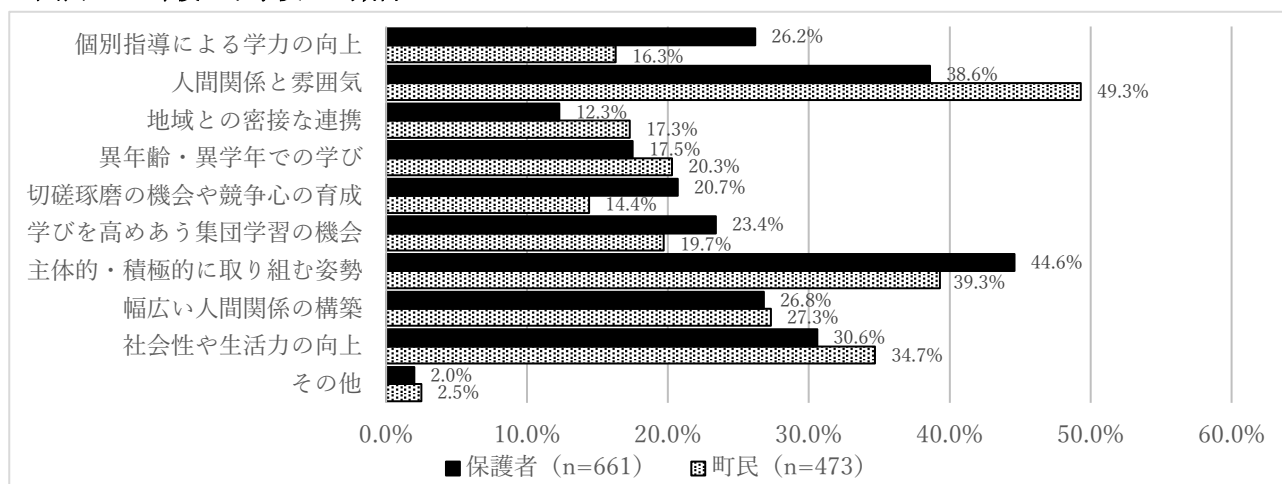
2 基本目標の実現に向けて

子どもたちが安心して学びに向かうためには、学校園にとって家庭や地域の協力は不可欠です。家庭はすべての教育の出発点であり、地域には、子どもたちの学びを深める自然、歴史、文化、人材などの教育資源が豊富にあります。学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たし、連携・協働しながら、子どもたちの成長を支えていくことが大切です。

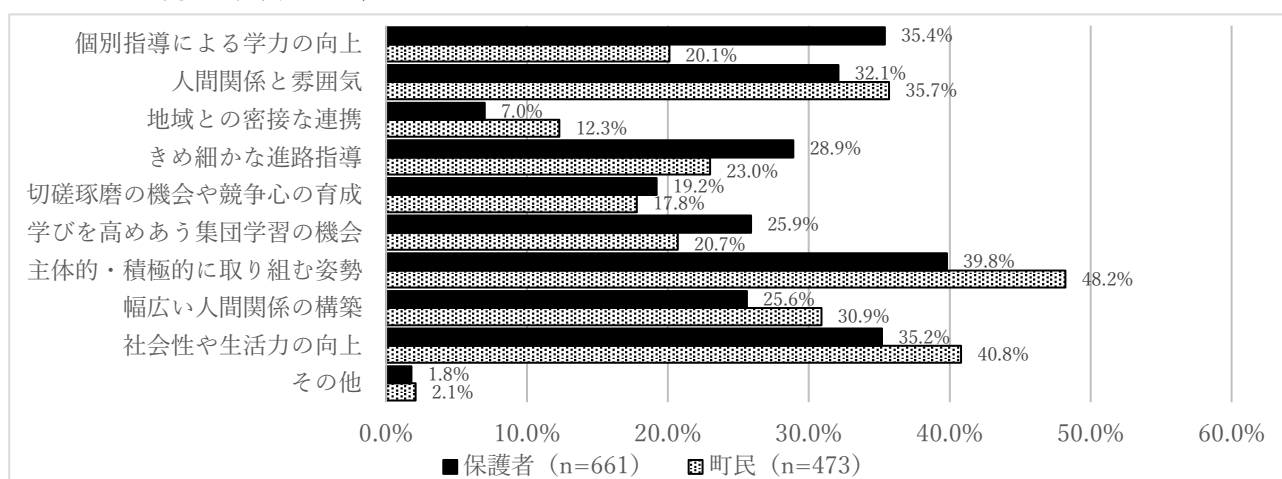
人口減少や少子高齢化、グローバル化、ICTの技術革新など、社会は大きく変化しています。このような時代にあって、子どもたちには、確かな学力、豊かな心、健やかな体を基盤として、自分のよさや可能性を認識し、多様な人々と協働しながら、主体的に活力ある未来を創造する力が求められています。

令和7年度に実施したアンケート調査では、今後の小学校・中学校への期待として、保護者、町民ともに「主体的・積極的に取り組む姿勢」や「人間関係と雰囲気」、「社会性や生活力の向上」などが多く挙げられています。また、保護者では「個別指導による学力の向上」への期待も高く、一人一人に応じたきめ細かな学びと、仲間と関わり合う学びの両方が求められています。

図表 14 今後の小学校への期待



図表 15 今後の中学校への期待



これらの期待に応えるため、幼児期からの学びを大切にしながら、ふるさと教育を基盤として、主体的・対話的で深い学び、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に進めていく必要があります。また、学校・家庭・地域が子どもたちの姿や課題を共有し、誰一人取り残されず、自分らしく安心して学ぶことができる教育環境を整えていくことが重要です。

さらに、人生100年時代を見据え、町民一人一人が生涯にわたり学び続け、その成果を地域づくりに生かすことができる生涯学習社会づくりを進めることも必要です。

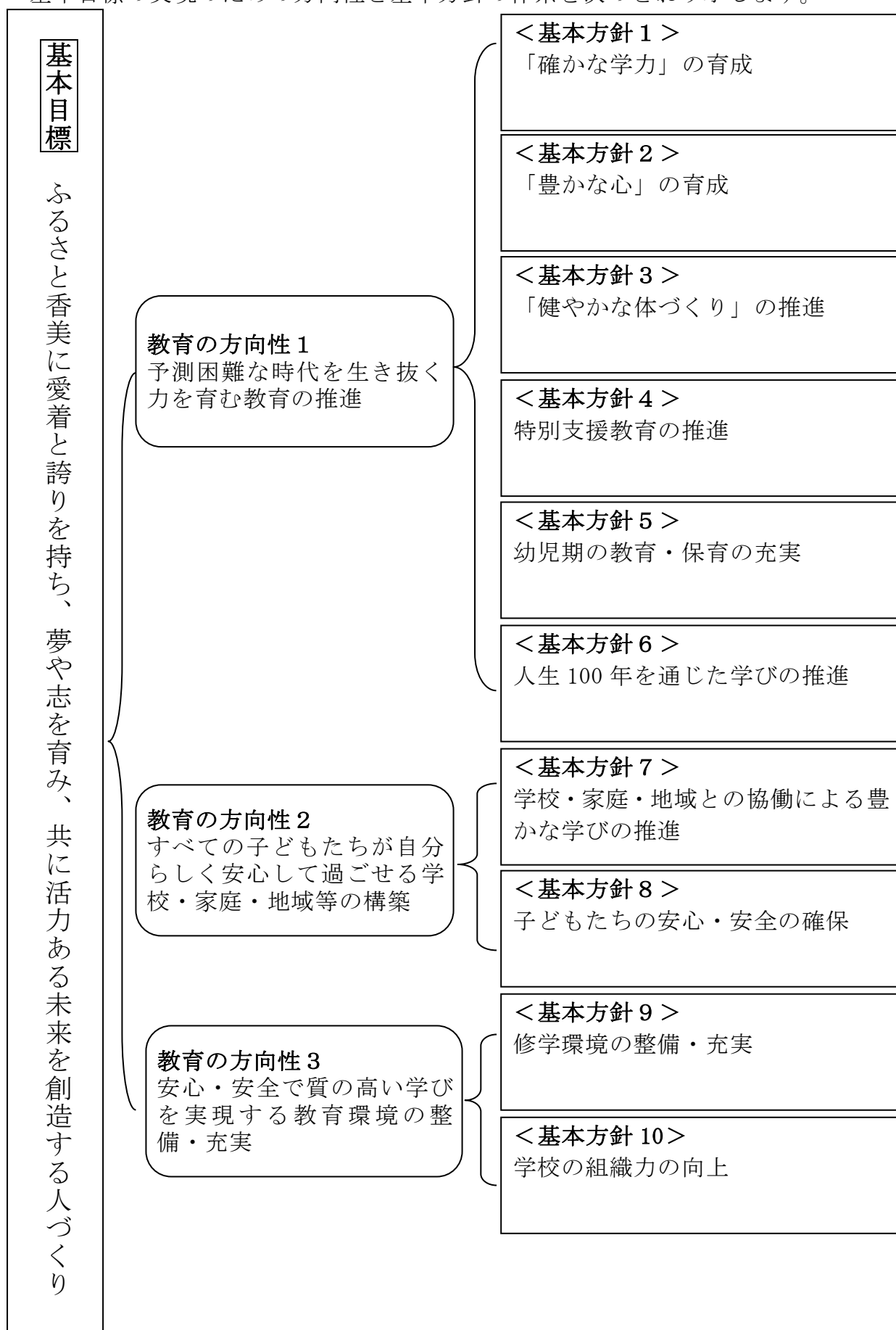
これらの実現のために、以下の視点を踏まえた取組を進めていくことが大切です。

- ①主体的・対話的で深い学びを通して、自ら考え、判断し、行動する力を育む。
- ②「ふるさと教育」を基盤に、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育成する。
- ③一人一人の状況に応じたきめ細かな指導と、仲間と学び合う協働的な学びを一体的に進める。
- ④幼児期において、生涯の学びを支える力を育む。
- ⑤学校・家庭・地域が連携・協働し、子どもたちが安心して学び、自分らしく成長できる教育環境を整える。
- ⑥生涯にわたり学び続けられる生涯学習環境を整える。

豊かな学びに向けてのこれらの視点を踏まえつつ、基本目標の実現に向けて、本計画では、本町教育の特色である「ふるさと教育」を基盤としながら、国・県の教育振興に関する計画を参酌し、第2期計画で掲げた取組を継承・発展させます。また、計画期間を見通し、「予測困難な時代を生き抜く力」「すべての子どもたちが自分らしく安心して過ごせる学校・家庭・地域等」「安心・安全で質の高い学びを実現する教育環境」の3つの教育の方向性と、10の基本方針を定めました。

3 計画体系表

基本目標の実現のための方向性と基本方針の体系を次のとおり示します。



4 めざす教育の方向性と基本方針

教育の方向性 1

予測困難な時代を生き抜く力を育む教育の推進

子どもたちを取り巻く社会は急速に変化し、将来を見通すことが難しい時代となっています。このような時代においては、子どもたち一人一人が自分のよさや可能性を認識し、夢や志をもちながら、多様な人々と協働して課題を発見・解決し、ふるさと香美の未来と持続可能な社会を創造する力を育むことが大切です。

学校園では、子どもたちの発達段階や多様なニーズを踏まえ、学習指導要領や幼稚園教育要領等の着実な実施を図るとともに、ふるさと教育を基盤に置きながら、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランスよく育成する取組を推進します。

加えて、学校教育で育まれた学びを生涯にわたる学びへとつなげ、町民一人一人が人生の各時期に応じて学び続け、地域の発展をめざし、「共に活力ある未来を創造する」取組を推進します。

基本方針1 「確かな学力」の育成

児童生徒が、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得し、これらを活用して課題を発見・解決するために必要な思考力、判断力、表現力を育むとともに、ICT 機器を効果的に活用しながら、主体的・協働的に学び続ける力を身に付けることが大切です。

【取組の重点事項】

① 確かな学力の育成

- ・ これからの時代に求められる資質・能力を育成するため、基本的な学習習慣の確立や基礎的な学力の定着を図るとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現やカリキュラム・マネジメント※2の確立を通して、児童生徒の学力の向上を図ります。
- ・ 「ほめる」「認める」指導を基本とした教科等学習の時間の充実を図ります。

② 情報活用能力の育成

- ・ GIGA スクール構想に基づき、ICT 機器やオンラインを日常的に活用した学びの環境を構築し、個別最適な学びを実現するため、教員の力量に応じた個別の支援や研修を進め、教員のICT活用力の向上を図ります。
- ・ 各教科の特性を生かし、ICT 機器等を効果的に活用して「主体的・対話的で深い学び」を推進し、学習の基盤となる資質・能力の一つでもある情報活用能力を育成します。

③ 国際理解を深める教育の推進

- ・ 一層進展するグローバル社会に対応するため、児童生徒の英語力の向上を図ります。
- ・ 授業をはじめ様々な教科や総合的な学習の時間等において、外国語指導助手(ALT)等との外国語を用いたふれあいや対話の機会を充実し、コミュニケーション能力を育成します。

基本方針2 「豊かな心」の育成

複雑化・多様化した社会の中で、子どもたちが自分のよさや可能性を認識し、他者との違いを認め、互いを尊重しながら共に生きていく力を育むとともに、自然や文化に感動する心、思いやりや規範意識、ふるさと香美への愛着と誇りを育むことが大切です。

【取組の重点事項】

① 「あいさつ運動」の推進

- ・ 「3つの町民運動」の一環として、学校・家庭・地域、関係機関が連携し、人と人をつなぐ糸口であるあいさつ運動を推進します。

② 道徳教育の推進

- ・ 教科としての道徳を中心に、あらゆる教育活動を通して道徳性を養うために、子どもたちの心に響く学習の創造に向けた研修を推進し、よりよく生きる態度、生命を尊重する心、自己有用感の育成を図ります。

③ 人権教育の推進

- ・ 子どもたちが、自己を肯定的に受け止め、他者との違いを認め、互いを尊重するとともに、協働する力を育む教育を推進します。
- ・ 学校園におけるいじめや不登校等に対応するため、スクールカウンセラー※3等の配置により子どもたちや家庭を支える相談体制の充実に努めます。
- ・ 地域住民を対象に啓発ビデオの視聴や意見交換を行い、他者を思いやり、互いの多様性を尊重し合える地域社会の形成を目指します。

④ 体験的な「ふるさと教育」の推進

- ・ 生まれ育った郷土の美しい自然と地域に残る伝統文化などを十分に体験し、ふるさとの人々と触れ合う中で子どもたちが豊かな感受性を育む「ふるさと教育」を推進します。
- ・ 子どもの長期休暇に香美町ならではの継承すべき文化や自然を活かした体験活動「ふるさとおもしろ塾」の開催や、ふるさと教育を実施する団体が一堂に会する交流会を開催し、情報共有や方向性の確認等を行います。

⑤ いじめ・不登校への対応

- ・ 児童生徒理解を深め、信頼関係を構築し、過度な指導や画一的な指導にならないよう人権に配慮した適切な指導を行うとともに、児童生徒の自己有用感を育み、個性をより発揮できる支援を行います。それにより、いじめや不登校の解消につなげていきます。

基本方針3 「健やかな体づくり」の推進

子どもたちが生涯を通じて、活力をもって挑戦し続けるため、幼児期から発達段階に応じて体を動かす楽しさや喜びを味わい、心身の調和的発達を育むとともに、地場産物を活用した食育を通して、健やかな体づくりを推進します。

【取組の重点事項】

① 健康教育・食育の推進

- ・ 生涯を通じて心身の健康を保持増進するための能力・態度を育成するとともに、複雑化・多様化する子どもたちの現代的な健康課題に対応するための体制と指導の充実に努めます。
- ・ 地産地消を基本とした「日本一のふるさと給食」を生きた教材として活用し、生産者への感謝の気持ちを抱かせるとともに、ふるさとの産業や自然、食文化への理解を深めさせ、食育の充実に努めます。

② 体力・運動能力の向上

- ・ 幼児期に様々な遊びを通して体を動かすことで、生涯にわたり健康的に生きるための基盤を培う指導を推進します。
- ・ 個人差を踏まえ、小・中学校の段階的な指導を通して、体を動かすことの楽しさや心地よさを味わわせ、健康の大切さを実感できる授業への取組を充実します。

基本方針4 特別支援教育の推進

共生社会の実現をめざし、インクルーシブ教育システム※4の構築に向けて、すべての子どもたちが自分らしく安心して学び、可能性を伸ばせる特別支援教育を推進することが大切です。

また、障害のある子どもたち一人一人の教育的ニーズの把握により適切な指導や必要な支援など合理的配慮の提供を受けられる体制を構築し、特別支援教育の充実を図ることが重要です。

【取組の重点事項】

① 連続性のある多様な学びの場における教育の充実

- ・ 一人一人の多様な教育的ニーズに応じた教育の充実を図るとともに、ユニバーサルデザイン※5に配慮した授業づくりや多様性を尊重した学級づくり等に取り組みます。
- ・ 教職員の発達障害等に関する知識・技能の習得や指導力の向上を図ります。
- ・ 「中・高連携シート」の活用により、効果的な引継ぎを行います。

② 連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実

- ・ 障害のある幼児児童生徒の教育相談や個別の教育支援計画などの見直しによる就学や進路に関する合意形成を図ります。
- ・ 特別支援教育コーディネーター※6を中心とした校園内の支援体制や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー※7など外部の専門家を活用した教育相談や教育支援を充実します。

基本方針5 幼児期の教育・保育の充実

幼児期における教育・保育は、子どもたちの生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。豊かな心情や物事に自ら取り組もうとする意欲等の非認知能力※8を育むために、家庭・地域・関係団体等と連携・協働しながら、幼児期の教育・保育の充実を図ることが大切です。

【取組の重点事項】

① 幼児期における教育・保育の質の向上

- ・ 幼児期と児童期の「学びのつながり」を意識した教育活動の展開による教育の充実を図ります。
- ・ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえて、カリキュラムの不断の見直し、個々の特性や能力の伸張を促す教育・保育に取り組みます。

② 非認知能力の育成

- ・ さまざまな遊びの中で、試行錯誤・葛藤する場面を設定し、友だちとの関わりの中で問題解決を試みさせ、主体的に楽しく遊べる子を育成します。
- ・ 人の話を受容的に受け止めたり、自分の思いを進んで伝えたりすることのできる態度や心情を育成します。

③ 就学前教育・保育施設間及び小学校との連携の推進

- ・ 就学前教育・保育施設に通う同年齢児及び異年齢児の交流を推進し、多人数保育で醸成される人間関係力、コミュニケーション能力、やり抜く力等を育成します。
- ・ 指導者間交流による専門的資質の向上を図り、より効果的な指導方法の工夫改善に努めます。
- ・ 就学前教育・保育施設間の横のつながりを深めるとともに、小学校生活への望ましい接続を図るため、小学校との連携強化に努めます。

基本方針6 人生100年を通じた学びの推進

人生100年時代においては、町民誰もが、生涯にわたって学び続けられる機会の確保とともに、意欲をもって知識と知恵を更新し続け、自らの可能性を最大限に伸ばし、学びの成果を社会の様々な場面で発揮できる環境の充実が大切です。

また、社会教育施設※9の活動等を充実させるとともに、生涯を通じた文化芸術活動の充実や文化財の適切な保存・活用、人生を健康にいきいきと過ごすための運動・スポーツを推進します。

【取組の重点事項】

① 生涯学習の推進

- ・ 学びの拠点となる公民館の整備や、新たにリカレント講座※10、教養を深める講座を開設し、生涯にわたり住民が学び続ける活動を支援します。
- ・ 読書の習慣づけ、本への関心を高めるよう、読み聞かせやブックトーク※11、イベント等を開催するとともに、読書への利便性の向上や環境整備を進めます。
- ・ 地域の多様な経験、技能を有する方の協力を得て、町の自然を活かした挑戦となる新たなプログラムを企画し、生きる力や非認知能力を育むことを目的とした土曜チャレンジ学習事業の充実に努めます。

② スポーツの推進

- ・ 運動能力調査の結果等を参照しながら年代毎に実施する教室の講習内容を更新し、多くの町民が日常的にスポーツに親しみ健康に過ごすための機会を提供します。
- ・ 一流アスリートを招聘しての講習会の開催、指導者の育成、大会参加への支援や大会を開催し、スポーツレベルの向上を図るとともに、アーバンスポーツ※12を推進します。
- ・ スポーツツーリズム※13や合宿等の受け入れを推進し、スポーツを通じた交流人口の拡大と地域活性化を図ります。
- ・ 体育館利用のウェブ申請やスマートロックの導入等 DX※14化を進め、体育施設利用者の利便性の向上を図ります。

③ 文化芸術活動の推進と文化財の保存・活用

- ・ 多様な文化芸術に触れる機会や発表の場を確保し、幅広い世代の主体的な活動や世代間交流を支援します。
- ・ 地域の大切な財産である文化財の調査や適切な保存・管理を進め、団体への支援や担い手の育成を図ります。
- ・ 文化財を学校教育や観光、地域づくりに幅広く活用し、ふるさと香美への誇りと愛着を育む機会を創出します。
- ・ 文化財、伝統行事、歴史文化遺産を地域の大切な財産として調査・記録し、適切な保存・活用を進めます。

教育の方向性2

すべての子どもたちが自分らしく安心して過ごせる学校・家庭・地域等の構築

すべての子どもたちが、自分のよさや可能性を認識し、互いの違いを認め合いながら、自分らしく安心して学び、生活し、成長していくため、学校・家庭・地域等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ連携・協働し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「活力ある未来を創造する力」を育む環境づくりを推進します。

また、子どもを持つ親が家庭教育の重要性について再認識し、子どもたちが安心感のある家庭生活の中で「生きる力」を育めるよう、相談体制を充実させ、学校や関係機関と連携し家庭の教育力を高めます。

さらに、ふるさと香美の自然、歴史、文化、人材等の教育資源を生かし、地域ぐるみの教育支援活動を充実させ、地域の教育力の向上を図るとともに、地域の声を生かし、地域と一体となってすべての子どもたちが自分らしく安心して過ごせる居場所と豊かな学びの環境づくりを進めていきます。

基本方針7 学校・家庭・地域との協働による豊かな学びの推進

すべての子どもたちが自分らしく安心して過ごせる居場所づくりのためには、学校・家庭・地域等が連携・協働することが大切です。

その際、家庭教育はすべての教育の出発点であるという認識に立ち、多様化する家庭環境に伴う教育上の課題や悩みを支援するとともに、香美町の子どもたちが大人になってからも、ふるさとを愛し、ふるさとに誇りを持ち続けるために、さまざまな体験活動や伝統行事を体験させ、ふるさとの思い出づくりを支援することが重要です。

また、部活動の地域展開を進め、子どもたちがスポーツ・文化・芸術活動に継続して親しむことができる環境づくりを推進します。

【取組の重点事項】

① 家庭の教育力の向上

- ・ PTA 活動を通じた保護者間の交流や、青少年の実態に関する学習会を進め、保護者が学び合える環境を整えます。
- ・ 急激な少子化に加え共稼ぎ世帯の増加など家庭環境の変化を踏まえ、就学前施設の再編を進めるとともに、子育て世代の多様な保育ニーズに対応しつつ、放課後児童クラブをはじめ、持続可能な子どもの居場所づくりに取り組みます。
- ・ 一方、子育て中の親子の不安感や孤立感を緩和するため、地域子育て支援拠点事業（子育て・子育て支援センター）を展開し、子育て相談業務や子育て家庭同士の交流、子育てに関する学びの機会の提供を推進します。

② 地域の教育力の向上

- ・ 「ふるさと教育応援団」や「放課後子ども教室」を拡充し、子どもが安全で多様な体験・活動を行える環境を整えます。
- ・ ふるさとものしり博士の研修、新規登録を進めるとともに、次代のものしり博士の養成として、親子参加型イベントを開催し、保護者へのふるさと教育を進めます。
- ・ 町の自然、歴史、文化、生活を継承するため、語り部を養成し報告会を開催します。
- ・ 学校運営協議会を通じてコーディネーターを育成し、子どもと地域住民との交流、ゲストティーチャー※15の活用を進め、情報共有を行う中、地域とともにある学校づくりを推進します。

③ 部活動の地域展開の推進

- ・ これまで、学校教育の一環として中学校で行われていた「部活動」を、地域が主体となる「地域クラブ活動」へと転換します。
- ・ 地域クラブ活動では、子どもたちが地域社会の中で、多様な大人と関わり、多様な価値観に触れる機会を創出し、地域全体で子どもを育む環境の構築を推進します。
- ・ 少子化が進む中でも、将来にわたり、子どもたちがスポーツや文化芸術活動に親しめる環境を整えるよう努めます。

基本方針8 子どもたちの安心・安全の確保

学校園は、子どもたちの学習・生活の場であると同時に、防災活動や避難所の拠点でもあります。学校園では、事故や災害、様々な感染症などへの的確に対応できる危機管理体制を確立し、大きな災害にも対応できる防災教育の推進や学校防災体制の充実が大切です。

また、学校のみならず、保護者や地域、関係機関とも連携・協働しつつ、子どもたちが日常において、安心・安全に学校生活を送ることができるよう、交通安全や防犯等に関係機関と連携して取り組むなど、学校園と地域住民、関係機関、ボランティア等が一体となって「子どもたちの安心・安全の確保」を推進します。

【取組の重点事項】

① 安全教育の推進

- ・ 学校園における感染症対策及び熱中症対策に取り組みます。
- ・ 警察・道路関係者等と連携した通学路の安全点検・整備を行います。
- ・ 学校園での危機管理研修、防犯研修及びボランティアによる見守り活動など、防犯体制を充実します。

② 学校園の防災教育・防災体制の充実

- ・ さまざまな自然災害から自らの生命を守るため、子どもたち自身が主体的に判断し行動する力や、危険を予測したり、回避したりする能力を育成します。
- ・ 児童生徒、学校園の危機対応能力向上を図るため、防災訓練及び防犯訓練に取り組みます。

教育の方向性 3

安心・安全で質の高い学びを実現する教育環境の整備・充実

確かな学力を育成し、豊かな心を育みながら健康でたくましく生きる子どもたちの成長を促すためには、全教職員の教育力の向上が不可欠です。

校園長のリーダーシップのもと、教職員一人一人の能力や適性を生かした学校園の運営に努め、組織として学校園の危機管理体制を確立し、危機対応能力の向上を図ります。

また、学校施設の適切な維持管理や危機管理体制の充実、家庭・地域・関係機関との連携により、質の高い学びを支える教育環境の整備・充実を推進します。

基本方針 9 修学環境の整備・充実

子どもたちが安心して学び、快適な学校生活を送るためには、学校園施設・設備を計画的に整備し、安心・安全で質の高い修学環境を確保することが大切です。

学校施設の老朽化対策や長寿命化を計画的に推進するとともに、今後の少子化や教育環境の変化、学校統合などを見据えた施設の適正配置や機能更新、改修等の検討を進めます。また、遊具等の定期点検や、これからの学習活動に必要な備品・ICT環境等の設備の充実を図り、魅力ある修学環境を整えます。

あわせて、アレルギー疾患のある子どもに対し、保護者や関係機関と連携し、組織的な予防と緊急時対応の徹底を推進します。

【取組の重点事項】

- ① 安心・安全な教育環境整備の推進
 - ・ 経年劣化に伴う学校施設の長寿命化を図ります。
 - ・ 学校園の施設、遊具等の定期的な点検を実施します。
- ② アレルギー疾患への対応
 - ・ 関係機関と積極的に連携を図り、組織的に予防や緊急時の対応に努めます。
 - ・ 保護者や児童生徒との連携を図り、予防や緊急時の対応に努めます。

基本方針 10 学校の組織力の向上

子どもたちが生き生きと学び、地域から信頼される学校づくりのためには、個々の教職員の資質能力や指導力の向上は不可欠です。

そのため校園長のマネジメントのもと、教職員が心身ともに健康で、一人一人の能力や適性を生かせるような学校運営に努め、子どもたちに必要な資質・能力を育むことができるよう、学校の組織力を高める取組を推進します。

【取組の重点事項】

- ① 教職員の資質・能力の向上へ向けた取組の推進
 - ・ 校内研修や日々の教育活動等を通じて研究と修養に努めるとともに、ICT活用の習熟など、学校全体で教職員の資質能力と実践的指導力の向上に努めます。

② 働きやすい学校環境づくりの推進

- ・ 定時退勤日やノー部活デーの完全実施、年次休暇制度の取得促進を進め、教職員のワーク・ライフ・バランス※16の保持に配慮します。
- ・ 業務の効率化などにより勤務時間の適正化をより推進し、児童生徒と向き合う時間を確保します。
- ・ 人権意識を高めるための研修を重ね、意欲的に教育活動に臨めるよう協力・協働の学校環境づくりを推進します。

第4章 資料

1 用語解説

※1 Society 5.0（はじめに）

我が国が目指すべき未来社会の姿であり、狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く新たな社会。第5期科学技術基本計画(平成28年1月22日閣議決定)において、「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」としてSociety 5.0が初めて提唱された。

※2 カリキュラム・マネジメント(P15)

学校教育目標の実現に向けて、子どもや地域の実態を踏まえ、教育課程(カリキュラム)を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくことであり、また、そのための条件づくりや整備を行うこと。

※3 スクールカウンセラー(P16)

いじめの深刻化や不登校児童・生徒の増加など、児童・生徒の心の在り様と関わる様々な問題が生じていることを背景とし、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、児童・生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修にあたる臨床心理に専門的な知識・経験を有する学校外の専門家のこと。

※4 インクルーシブ教育システム(P17)

人間の多様性の尊重等の強化、障害者の精神的及び身体的な能力等を最大限度まで発達させ、自由な社会への参加を可能とすることを目的とし、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること。

※5 ユニバーサルデザイン(に配慮した授業)(P17)

特別に教育的な配慮を要する児童生徒を含むすべての児童生徒に、学ぶ喜び、分かる楽しさを感じさせ、確かな学力が身につくように、授業のあり方を工夫すること。

※6 特別支援教育コーディネーター(P17)

支援を要する子どもに対する教職員の理解を高め、一人一人の子どものニーズに応じた教育を実施するために、各校園内で中心となって校内研修の企画・運営や教育相談の窓口などの役割を担う人のこと。

※7 スクールソーシャルワーカー(P17)

子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家。

※8 非認知能力(P17)

読み・書き・計算などの認知的能力に対して、数値化しにくい能力のことを言う。具体的には、自ら主体的に物事に取り組む、自分の気持ちをコントロールする、他者とコミュニケーションが取れる、自分に自信を持つなどのこと。乳幼児期にこうした能力を育むことで、成長後の精神的な健全さや社会性を高める資質となると考えられている。

※9 社会教育施設（P18）

すべての年齢の人が、学習や研修、スポーツや趣味に興じたり、楽しむ機会が提供される生涯学習のための施設。体育館、グラウンド、公民館、図書館、資料館など。

※10 リカレント講座（P18）

学校教育を終えた社会人が、その後も生涯にわたって学び続け、就労と学習のサイクルを繰り返していく講座のこと。

※11 ブックトーク（P18）

特定のテーマに関して各発表者が持ち寄った本を、エピソードや主な登場人物などを一つの流れができるように順序よく紹介する。

※12 アーバンスポーツ（P18）

街中や特設パークを舞台に競い合う都市型スポーツ。順位だけでなく、観客や仲間と一体となって楽しむスタイルが重視され、音楽・ファッション等のストリートカルチャーと深く結びついている。BMX（フリースタイル）、スケートボード、スポーツクライミング、パルクール、インラインスケートなどの都市型スポーツの総称。

※13 スポーツツーリズム（P18）

スポーツイベントと観光を融合させ、交流人口の拡大や地域経済への波及効果などを目指す取組のこと。

※14 DX（P18）

デジタル化による変革。デジタル・トランスフォーメーション（digital transformation）の略で、Xはtransの略記。

※15 ゲストティーチャー（P20）

学校や子ども会などに招かれ、専門的な知識や経験を子どもたちに教える地域の外部講師のこと。

※16 ワーク・ライフ・バランス（P22）

仕事と生活（家族や趣味などプライベートの時間）のバランスがとれた状態のこと。

2 香美町教育振興基本計画策定委員会委員名簿

任期：令和8(2026)年8月17日～令和9(2027)年●月●日（計画策定が終了する日まで）

所属は策定当時のもの、敬称略

	氏 名	所 属 等	委 嘱 区 分
委 員 長	伊藤 徹	村岡小学校	(1)学校、幼稚園又は保育所(園)の教職員を代表する者
副委員長	宇川 智子	小代中学校	
委 員	達富真美保	香住幼稚園	
〃	片山 眞理	小代認定こども園	
〃	南垣 誠	香美町 PTA 協議会	(2)PTA 又は子ども会を代表する者
〃	森脇 雄一	子ども会育成連絡協議会	
〃	西内 一博	香美町社会教育委員	(3)社会教育関係団体を代表する者
〃	大江 篤	香美町文化財審議会	
〃	西村 功	香美町スポーツ推進委員	
〃	高垣ゆかり	子育て・子育て支援センター	(4)家庭教育関係団体を代表する者
〃	中村 晃	香美町連合自治会	(5)地域住民を代表する者
〃	駒居 欣雄	香住区中央公民館	(6)その他教育委員会が必要と認める者

3 策定の経緯

1 香美町教育振興基本計画策定委員会設置

令和8(2026)年8月17日～令和9(2027)年●月●日

2 計画策定の経緯

○策定委員会等の開催

令和8(2026)年5月22日第1回策定準備会

6月10日第2回策定準備会

7月 3日第3回策定準備会

8月17日第1回策定委員会(委員委嘱、スケジュール確認、計画素案の説明)

9月24日第2回策定委員会(計画素案の検討、パブリックコメントの説明)

●月 ●日 ●●

●月 ●日 ●●

令和9(2027)年●月 ●日 ●●

●月 ●日 ●●

○パブリックコメント手続実施

意見募集期間 令和8(2026)年10月8日～10月30日

意見等の提出件数 ●人(●件)

○計画の策定

令和9(2027)年●月●日 教育委員会にて計画を決定

4 香美町教育振興基本計画策定委員会設置要綱

平成28年7月21日香美町教育委員会告示第15号

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく香美町教育振興基本計画（以下「計画」という。）を策定又は見直しするにあたり、その基本となる方針等について検討するため、香美町教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 計画の策定又は見直しに関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定又は見直しのために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校、幼稚園又は保育所（園）の教職員を代表する者
- (2) PTA又は子ども会を代表する者
- (3) 社会教育関係団体を代表する者
- (4) 家庭教育関係団体を代表する者
- (5) 地域住民を代表する者
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定又は当該計画の見直しが終了する日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、第3条に規定する委員のほか、会議の運営上必要な者の出席を求めることができる。

(専門委員会)

第7条 委員会は、専門的事項を協議するため、専門委員会を設けることができる。

- 2 専門委員会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この告示の施行の日以後又は委員の任期満了後最初に開かれる委員会は、第6条の規定にかかわらず、教育長が招集する。

第 3 期香美町教育振興基本計画

令和 9 (2027) 年度～令和 11 (2029) 年度

令和 9 (2027) 年●月 発行

香美町教育委員会

〒667-1392 兵庫県美方郡香美町村岡区村岡 390-1

Tel 0796-94-0101 / Fax 0796-98-1532

<https://www.town.mikata-kami.lg.jp/>

大人にとって故郷は

過去の思い出だが

子どもにとっては

現在であり

未来である

今 仲間や

地域の人たちと

何をしたかが

やがて大人になって

故郷になる